国立療養所奄美和光園電気工作物保安規程

第一章　総　　則

（目　的）

第１条　国立療養所奄美和光園における電気工作物の維持及び運用を確保するため、電気事業法（昭和３９年法律１７０条以下「法」という。）第７４条第３項で準用する法第５２条第１項の規程に基づき、この規程を定める。

（効　力）

第２条　園長及び職員は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

（細則の制定）

第３条　この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

（規程等の改正）

第４条　この規程の改正または前条に定める細則の制定または改正にあたっては主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第二章　保安業務の運営管理体制

（保安業務の監督）

第５条　電気工作物の維持または運用に関する保安業務は、園長が総括管理し主任技術者を会計に配置し、その監督にあたらせるものとする。

（主任技術者の業務）

第６条　主任技術者の保安監督の職務は次の事項について行うものとする。

一　電気工作物に係る保安教育に関すること。

二　電気工作物の工事に関すること。

三　電気工作物の保安に関すること。

四　電気工作物の運転操作に関すること。

五　災害対策に関すること。

六　保安業務の記録に関すること。

七　保安用機材及び書類の設備に関すること。

２　主任技術者は法令及び、この規程を遵守し電気工作物の維持または運用に関する保安監督の職務を誠実に行わなければならない。

（園長の義務）

第７条　電気工作物に関する保安上、重要な事項を決定または、行なおうとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

２　主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

３　法令に基づいて行う所轄官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、主任技術者の参画のもとに、これを立案し決定するものとする。

４　所轄官庁が法令に基づいて行う検査には主任技術者を立ち会わせるものとする。

（職員の義務）

第８条　電気工作用の工事、維持または運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（主任技術者不在時の措置）

第９条　主任技術者が病気その他、やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の

代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指示しておくものとする。

2　代務者は、主任技術者の不在時には主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

（主任技術者の解任）

第１０条　主任技術者は次の各号の一に該当する場合は解任することが出来るものとする。

一　主任技術者が病気により長期に渡りまたは、精神障害により保安の確保上、不適当と認められたとき。

二　主任技術者が法令またはこの規程の定めるところに違反、または怠って保安の確保上不適当と認められたとき。

三　主任技術者が刑事事件により起訴されたとき、前項に該当する場合または主任技術者が昇任、転任、退職の場合のほかその意に反して解任されないものとする。

第 三 章　　工事計画及び実施

（工事計画）

第１１条　電気工作物の建設工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めたところによるものとする。

2　主任技術者は電気工作物の安全な運用を確保するために、電気工作物の主要な修繕行事及び改良工事計画を立案し、園長の承認を求めなければならない。

（工事の実施）

第１２条　電気工作物の工事計画の実施にあたっては、施設の業務活動等と調整を図り、園長の承認を得てこれを実施しなければならない。

2　電気工作物に関する工事の実施にあたっては、主任技術者の監督のもとに、これを施工するものとする。

3　施設の電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者においてこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引取るものとする。

4　工事の実施にあたっては、その保安を確保するために、別に定める作業心得によって行わなければならない。

5　作業心得には、次の事項を定めておかなければならない。

一　停電範囲と時間、作業用機械等の準備状況の主任技術者による確認。

二　作業時間、停電時間及び危険区域の表示。

三　停電中の遮断機、開閉器の誤操作の防止措置。

四　作業責任者の指名とその責任。

五　作業終了時の点検及び測定。

六　停電時における報告連絡系統。

第 四 章　　保　　安

（巡視点検測定）

第１３条　主任技術者は、電気工作物保安のため巡視、点検、測定を計画的に実施するものとする。

第１４条　点検または測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理、改造、移設またはその使用を一時停止しもしくは制限する等の

措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故の再発防止）

第１５条　事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺憾のないように措置するものとする。

第五章　運転または操作

（運転または操作等）

第１６条　電気工作物の運転または操作の基準は、別に定める細則によるものとする。

２　前項の細則には、次の各号について定めるものとする。

一　平常時及び事故、その他の異常時における電気工作物の運転、または操作を要する機器、順序方法及び指令系統ならびに連絡系統。

二　主任技術者もしくは代務者、または職員は事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い、所定の関係先に迅速に連絡し、または指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。

三　軽易な事故、電気工作物に関し、修理または使用停止、もしくは制限する等の応急措置。

四　緊急時に連絡もしくは報告すべき事項、連絡先および連絡方法等の事項は、受電室その他見やすい場所に提示しておかなければならない。

第六章　災害対策

（防災体制）

第１７条　非常災害時その他の災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために適切な措置を取ることができるような体制を整備しておくものとする。

第１８条　主任技術者は非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

２　主任技術者は災害の発生にともない、危険と認められるときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

第七章　記録

（記　録）

第１９条　電気工作物の工事、維持および運営に関する記録は、これを３年間保存しなければならない。

注）１．巡視記録、測定記録　　日常巡視点検・定期精密点検
　　２．電気事故記録　　故障軽事故・重大事故
　　３．改良修繕工事記録
　　４．運転日誌　　日常巡視点検（含む故障軽事故）

２　主要電気機器の補修記録については、必要な期間記録保存するものとする。

第八章　責任の分界

（責任の分界点）

第２０条　九州電力株式会社の措置する電気工作物と保安上の責任分界点は、構内に措置した柱上区分開閉器の電気側端子とする。

２　九州電力株式会社の措置する電気工作物と財産上の責任分界点は、柱上区分開閉器電源側の接続点とする。

（需要設備の構内）

第２１条　需要設備の構内外線設備および主幹配線系統図は、別図に示すとおりとする。（別図は、主任技術者が保管するものとする。）

第九章　設備その他

（危険の表示）

第２２条　受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険の恐れのある所は、人の注意を喚起つするよう表示を設けること。

（測定器具類の設備）

第２３条　電気工作物の保安上必要とする測定器具類は設備し、これを適正に保管するものとする。

（設計図書類の設備）

第２４条　電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等については、必要な期間設備保存するものとする。

（手続き書類の設備）

第２５条　関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び、その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

（付　則）

この規程は、昭和５２年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成１４年　３月　１日から施行する。

国立療養所奄美和光園自家用電気工作物保安規程細則

第 1 条　国立療養所奄美和光園電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）第１２条第４項（工事の実施）による作業心得を次のとおり定める。

一　作業前に停電範囲と時間、作業用機械等の準備について主任技術者は確認するものとする。

二　作業時間、停電時間及び危険区域を表示するものとともに、連絡系統図により報告連絡し、園内放送をもって周知させる。

三　停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止に注意するものとする。

四　作業責任者の指名とその責任について適確な指示をするものとする。

五　作業終了時の点検及び測定は適確に行うものとする。

六　停電時における報告、連絡系統は次のとおりとする。

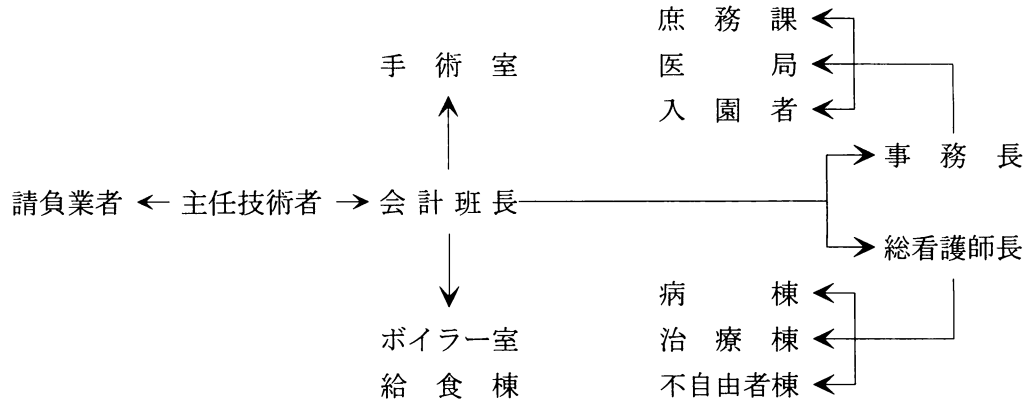

第 2 条　保安規定第１３条による巡視、点検、測定を行うものとする。

ただし、絶縁抵抗及び接地抵抗測定は年１回行うものとする。

第 3 条　保安規程１６条による電気工作物の運転または操作の基準は次のとおり定める。

一　主任技術者は平常時及び事故、その他異常時における電気工作物の運転または操作に要する機器を常に整備し、運転、操作の順序、方法等を代務者に指導、訓練をしておかなければならない。

二　主任技術者もしくは代務者は、事故その他異常が発生した場合には事故の軽重の区分に従い、所定の関係先に迅速に報告、もしくは連絡しまたは指示を受けて適切な応急処置をとらなければならない。

三　軽易な事故、電気工作物に関し修理し、または使用停止、もしくは制限する必要がある場合は応急措置をなした後直ちに第１条第６項により報告、連絡をなすものとする。

四　緊急時に連絡、報告すべき事項、連絡先および連絡方法等の事項は、受電棟に掲示しておかねばならない。

（付　則）

この細則は、昭和５２年　４月　１日から施行する。

この細則は、平成１４年　３月　１日から施行する。